（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第七十六条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第七十六条の四の二、第百七十八条の二の三及び第百七十八条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセント、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百六十六条　第七十六条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百六十七条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百七十八条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第百六十六条において準用する第七十六条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第七十六条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第七十六条の四の二、第百七十八条の二の三及び第百七十八条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百六十六条　第七十六条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百六十七条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百七十八条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。